

## 公共機関の受託業務にかかる人件費単価等規定

1. 本規定は、当社が官公庁・行政機関等の公共機関から受託する業務の遂行に必要な経費の見積もりに適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。
2. 公共機関からの受託業務における人件費単価については、下記に定める金額を基準とする。ただし、当該基準は、標準的な業務の単価基準であり、受託する業務の難易度及び業務量等を考慮の上、増減することがある。

### 記

役職	1時間あたり（消費税別途）
代表取締役	12,000円
取締役及び執行役員	10,000円
部長	10,000円
課長	10,000円
一般社員	8,000円

以上

3. 旅費、物品購入費その他の受託業務の遂行に必要な経費については、実費又は合理的な根拠に基づいて算定される金額による。
4. 本規定に定めのない事項及び本規定の解釈について発生した疑義については、管掌取締役の決定による。